



日 薬 情 発 第 61 号

令 和 7 年 6 月 27 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会

会長 岩月 進

(会長印省略)

### 日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業の募集について

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、令和 5 年度には諸般の事情により当該事業を休止しておりましたが、本年度は再開の運びとなりました。つきましては、下記のとおり助成事業を実施いたします。

本事業は、医療及び薬事衛生における薬剤師職能及び薬局機能について、発展を希求する研究や状況調査に対して助成し、もって国民の健康な生活に貢献することを目的として実施いたします。助成にあたっては、この目的を達成できると判断される研究を対象といたします。

なお、別紙の募集要項・申請書・交付規程は、今後、日薬誌及び日薬ホームページにて周知を行い、日薬ホームページからダウンロードいただける形式で掲載いたします。

貴会におかれましても会務ご多用のところ誠に恐縮には存じますが、本事業の主旨をご理解いただき、貴会会員にご周知くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業**  
**募集要項**

**1. 趣旨**

本事業は、医療及び薬事衛生における薬剤師職能及び薬局機能について、発展を希求する調査・研究に対して助成する。

**2. 調査・研究課題**

以下の薬剤師及び薬局に係る調査・研究を募集する。

- ①薬剤師による薬物療法の質の向上
- ②医療の質並びに患者満足度の向上
- ③医療費の適正化・医療資源の有効利用への貢献
- ④薬事衛生活動による地域公衆衛生への貢献

なお、都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会と連携・協力して研究を行うことを推奨する。その場合、申請者は都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会に連携・協力の打診をすること。

**3. 申請締切・方法**

- ・ 申請締切は令和7年10月20日 ※必着
- ・ 所定の交付申請書(日本薬剤師会ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、日本薬剤師会まで郵送する。他の方法では受け付けられない。

**4. 申請対象者**

申請者は、研究開始から完了まで日本所在の大学・研究機関・薬局・薬剤師会等に所属する研究者、又は調査・研究を志向する者とし、日本国内に居住しているものに限る。

(申請に関する注意事項)

- ・ 他機関等からすでに助成を受けている同一の調査・研究による申請はできない。
- ・ 同一の調査・研究について本事業と並行して他機関等の助成事業に申請している場合において、他機関からの助成が決定した場合、本事業からの助成を受けるためには他機関等の助成を辞退することを条件とする。  
※他機関等へ重複申請の際は、必ず交付申請書にその旨を記載すること。
- ・ 本事業の助成中に同一の調査・研究について他機関等からの助成を受けることはできない。
- ・ 営利目的で、調査・研究の業務を反復的かつ継続的に行う者は助成対象としない。
- ・ 反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると判断される者は助成対象としない。

**5. 助成額及び助成期間**

- ・ 課題1件につき200万円を限度とする(審査の上、減額する場合がある)。間接経費がある

場合は、それを含めた金額とする。採択件数は3件程度。

- 助成期間は令和10年1月末日までとする。
- 研究の実施に直接必要な下記の費用項目に該当する経費を対象とする。申請額を限度額に近づける必要はなく、必要な金額を申請すること。
- 助成金の適正な交付を行うため、交付の申請に係る事項に修正を加えることがある。

助成対象費用項目一覧：

- 諸謝金：外部協力者への謝金等。1人につき1回上限2万円、2回まで。
- 旅費：研究実施のための、申請者・共同研究者の交通費・宿泊費(1回2名分まで)。宿泊はおおむね1泊1万5千円まで。旅費はなるべく安価になるようにする。海外渡航費は不可。事業の実施において必要であることの理由を記入すること。
- 図書費：必要な図書・資料のための費用。
- 消耗品費：必要な機材や文具等の費用。パソコン、携帯電話、プリンター、カメラ等の、助成終了後も手元に残る汎用性がある備品の購入は不可。
- 印刷製本費：所属機関が所有するコピー機等を利用した場合は不可。
- 通信運搬費：必要な通信費・郵送費。携帯電話等の通信機器の購入は不可。
- 会議費：打合せの会場費・備品費。弁当代は不可(お茶代程度は可)。
- 作業費：必要な補助作業を行った者に対する費用。申請者・共同研究者が所属する機関に雇用されている者への支出は不可。
- 論文作成費：投稿論文の翻訳・英文校正料、論文投稿料、論文掲載料
- 雑費：各種手数料等

※記載内容に不明な点がある場合は、審査委員会より確認を行う場合がある。

## 6. 選定方法及び採否通知

- 日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 審査委員会において調査・研究課題の内容について「新規性」「重要性」「発展性」「実現性」「社会的意義」及び「総合評価」の観点から選定し、日本薬剤師会理事会が決定する。
- 採否の結果は、令和7年12月中に電子メールで通知する。選定過程に関する問合せには応じられない。
- 決定した調査・研究課題については、助成対象者の氏名・所属職名・研究課題名・助成金の額を公表する。

## 7. 助成金の交付

- 助成金は、令和8年1月に一括して交付する。
- 決定した助成金は申請者本人名義の口座に振込む。

※申請者の所属先の規程等により、申請者個人名義の口座への振込みが困難な場合には、事前に事務局まで連絡すること。

#### 8. 交付に当たっての条件

- 助成を受けた者は、善良な管理者の注意をもって調査・研究を行うこと。
- 調査・研究の内容の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、予め本会に申請すること。
- 助成を受けた者は、本会が「助成金交付規程」第15条の規定により助成金の全部または一部の返還を請求したときは、本会が指定する期日までに返還すること。

#### 9. 成果の報告・公表・論文投稿

- 助成を受けた者は令和9年1月までに、研究の進捗状況(収支に関する書類を含む)をとりまとめた「中間報告書」を日本薬剤師会に提出すること。その際、必ず可搬媒体(CD-ROM等)に記録して、可搬媒体と共に提出する。
- 令和10年1月までに、研究結果と経費の支出をとりまとめた「完了報告書」を日本薬剤師会に提出すること。その際、必ず可搬媒体に記録して、可搬媒体と共に提出する。なお、未使用金がある場合は、今後の使用目的及び予定金額を別途提出すること。その内容によっては助成金の一部の返金を求めることがある。さらに、交付申請書に記載された研究内容のうち未実施の項目がある場合は、その理由を明記すること。
- 令和10年1月までに学術論文誌に助成を受けた調査・研究に関する論文の投稿を行うこと。その際、論文内に、本事業の助成を受けた研究成果であることを明記し、論文のコピー等をPDFにて電子メールに添付の上、本会に送付すること。
- 令和10年12月までに、本会主催の学術大会で発表すること。
- 助成を受けた調査・研究に関する発表や論文の投稿等を実施するときは、本会に報告すること。

#### 10.個人情報

- 日本薬剤師会が本件に関して取得した個人情報は、選定や助成の可否の通知など本申請に関する業務に必要な範囲に限定して使用する。

#### 11.その他

- 採択された調査・研究については、倫理審査委員会の承認を受け、関連した法規、指針、ガイドライン等を遵守して実施すること。
- 日本薬剤師会の求めがある場合には、資料の提出、状況の報告等を行うこと。
- 日本薬剤師会は、必要があると認めたときは、助成を受けた者に対し、助成を受けた調査・研究の経理ならびに事業内容等につき報告を求め、監査することがある。
- 助成を受けた調査・研究の結果得られた成果に関する権利は、助成を受けた者に帰属する。

ただし、特許権、実用新案権又は意匠権の出願を行う場合は、予めその旨を本会に届け出るものとする。また、助成を受けた者は、予め、日本薬剤師会及び「助成金交付規程」に基づき本会が指定する都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会に対し、無償で助成対象事業の結果得られた成果の利用を許諾するものとする。

【問合せ・交付申請書類提出先】

公益社団法人日本薬剤師会 医薬情報管理部  
〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 7 階  
TEL:03-3353-1193 E-mail:di@nichiyaku.or.jp

## 日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 助成金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本薬剤師会(以下、「本会」という)の定款第4条第1項第1号に基づく、薬剤師職能振興研究助成事業助成金(以下、「助成金」という)の交付に関する事項等を定め、その業務の適正な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で「助成対象事業」とは、助成金の交付対象となった研究事業をいう。  
2 この規程で「助成対象者」とは、助成対象事業を行う者として選定された者をいう。

### (助成金の交付対象研究事業及び助成対象者)

第3条 この規程に基づく助成対象事業は、医療及び薬事衛生における薬剤師職能及び薬局機能について、発展を希求する調査・研究とする。

### (申請者の募集及び資格)

第4条 助成金の交付希望者(以下「申請者」という)の募集方法は、公募とする。  
2 申請の募集にあたっては、申請者の資格等を定めた「日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 募集要項」(以下、「募集要項」という)を、理事会にて決定する。

### (申請及び申請期間)

第5条 申請者は、様式第1による交付申請書(以下、「交付申請書」という)を、募集要項に定められた期日までに提出するものとする。

### (審査委員会の設置)

第6条 本会は、助成対象事業の候補を選定するため、審査委員会を設置する。  
2 審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める「日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 審査委員会規程」(以下、「審査委員会規程」という)で定める。  
3 助成対象事業の候補の選定の手続については、審査委員会規程に定める。

### (助成対象者の決定等)

第7条 本会事務局は、交付申請書を審査委員会に付すものとする。  
2 審査委員会は、第5条の申請を審査し、その結果を理事会に報告するものとする。  
3 理事会は、審査委員会の審査結果に基づき、助成対象事業の決定(以下「交付決定」という。)をする。

- 4 本会は、前項の決定をした場合には、様式第2による交付決定通知書により当該申請者に、助成対象者となった旨その他交付決定の内容を通知する。
- 5 第3項の場合において、本会は、助成金の適正な交付を行うため、必要に応じ、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えた後に、交付決定をすることができる。

(助成対象費用)

第8条 本会が行う助成対象費用は、募集要項に掲げるものの範囲とする。

(交付に当たっての条件)

第9条 本会は、助成金の交付を行うにあたり、次に掲げる事項を条件として付す。

- 一 助成対象者は、交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成対象事業を行うこと。
  - 二 助成対象者は、助成対象事業の内容の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、あらかじめ本会に申請すること。本会は、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成対象者に速やかに通知する。
  - 三 助成対象者は、本会が指示したときは、助成対象事業の実施状況に關し、実施状況報告書を速やかに提出すること。また、第14条の規定により監査を受けることがあること。
  - 四 助成対象者は、助成期間が終了したときは、様式第3による完了報告書を本会に提出すること。また、第17条の規定により発表、投稿、報告及び明示をすること。
  - 五 助成対象者は、本会が第15条の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、本会が指定する期日までに返還すること。
- 2 本会は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、第7条第4項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第10条 本会は、助成対象者から申請の取下げの届け出があったときは、助成対象者の決定及び当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなして措置する。

(助成金の交付)

第11条 本会は、助成金の額を確定した後に、助成対象者に対し助成金を交付する。

(助成対象者の公表)

第12条 本会は、助成対象者の氏名・所属職名・研究課題名・助成金の額を公表する。

(財産の管理等)

第13条 助成対象者は、当該助成対象事業により取得した財産等について、助成対象事業の完

了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(監査)

第14条 本会は、必要があると認めたときは、助成対象者に対し、助成対象事業の経理ならびに事業内容等につき報告を求め、または経理ならびに事業内容等につき監査することができる。

(助成金の返還等)

第15条 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本会は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した助成金の一部もしくは全部の返還を受けることができる。

- 一 虚偽の申請その他の申し出または虚偽の報告を行なったときその他の不正の手段を用いたとき
- 二 助成対象事業が縮小もしくは中止になったとき
- 三 第9条第1項第2号の定めによらずに助成対象事業の内容の変更をした場合その他目的外に助成金を使用したとき
- 四 前各号の他本規程に照らし、ふさわしくないものと認めたとき

(成果の帰属)

第16条 助成対象事業の結果得られた成果に関する権利は、助成対象者に帰属する。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権の出願を行う場合は、予めその旨を本会に届け出るものとする。また、助成対象者は、予め、本会及び本規程に基づき本会が指定する都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会に対し、無償で助成対象事業の結果得られた成果の利用を許諾するものとする。

(研究の発表)

第17条 助成対象者は、助成対象事業の発表を日本薬剤師会学術大会で行うものとし、また論文誌に当該助成対象事業に関わる論文を投稿するものとする。

- 2 助成対象者は、当該助成対象事業に関わる発表や論文の投稿等を実施するときは、本会に報告するものとする。
- 3 助成対象者は、前各項にかかる発表や論文の投稿等を行うときは本会の助成金を受けて当該助成対象事業を実施した旨を明示するものとする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和6年5月21日から施行する。

様式第1

日本薬剤師会  
薬剤師職能振興研究助成事業 交付申請書

令和 年 月 日

(ふりがな) 申請者氏名			
日本薬剤師会会員・非会員 の別(どちらかに○)	1.会員(会員番号: )	2.非会員	
生年月日・年齢	西暦 年 月 日	( 歳)	
自宅住所	〒		
自宅電話番号・e-mail	電話:	e-mail:	
所属機関の名称			
所属機関での職名			
所属機関の所在地	〒		
所属機関の電話番号・e-mail	電話:	e-mail:	
連絡先(どちらかに○)	1.所属機関	2.自宅	

募集要項に記載された内容について理解、確認し、定められた事項について

同意する

1.調査・研究タイトル

--

分野番号( ) ※①～④のいずれかを記入(募集要項 p.1 「2.調査・研究課題」をご確認ください)

## 2.調査・研究計画

目的 (400字以内)	
調査・研究の実施計画の概要 (1000字以内)	
(採択された場合の) 調査・研究に関するスケジュール (○年○月と記載)	
期待される成果 (400字以内)	
本件に関する現在までの実績(ない場合は未記入) (1000字以内)	
都道府県薬剤師会/地域薬剤師会との連携の有無 (どちらかに□)	<p><input type="checkbox"/>有 (薬剤師会名 : ..... ) <input type="checkbox"/>無</p> <p>「有」で、申請者の所属が都道府県薬剤師会/地域薬剤師会ではない場合、以下も記載し、併せて別紙1も提出ください。</p> <p>1. 申請者と都道府県薬剤師会/地域薬剤師会とでデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性を図る予定がある。 <input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p>2. 本研究に関連して、過去に当該薬剤師会と連携した取組みがあればその内容 ( )</p> <p>3. 申請者と都道府県薬剤師会/地域薬剤師会の役割分担・連携の内容 ( )</p>
共同研究を行う場合、各研究者の所属・職名、分担内容	

## 3.助成申請額

\_\_\_\_\_円

#### 4.経費の支出予定

区分	金額（円）	内訳（概算）
諸謝金 ※支払先(予定) も記載。		(支払先： )
旅費		(事業の実施において必要であることの理由： )
図書費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
会議費		
作業費		
論文作成費		
雑費		
その他 ※支払先(予定) も記載。		(支払先： )
間接経費		
合計		

※旅費の申請に当たっては、事業の実施において必要であることの理由を記入すること。

#### 5.当該研究に関する他機関への助成申請の有無 申請中・申請予定・無（いずれかに○）

※すでに助成金交付が実施されている場合は本会の助成対象になりません。

#### 6.経歴

最終学歴		
学位		
略歴	年月（西暦）	主な経歴（最終学歴以降）

研究歴 業績 (直近 3 年間)	年月(西暦)	

様式第1 別紙1

年 月 日

本研究に関する都道府県薬剤師会/地域薬剤師会との連携・協力について

申請者氏名\_\_\_\_\_

連携・協力する都道府県薬剤師会／地域薬剤師会名: \_\_\_\_\_ 薬剤師会

担当者名及び役職: \_\_\_\_\_ (役職: \_\_\_\_\_)

担当者の連絡先

電話番号: \_\_\_\_\_ e-mail アドレス: \_\_\_\_\_

※研究に関する内容の確認のため、こちらに記載いただいた方へ審査委員会から連絡することがあります。